

令和5年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第101号	令和5年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第102号	令和5年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第103号	令和5年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第104号	令和5年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第105号	令和5年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第106号	令和5年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第107号	令和5年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第108号	令和5年度八戸市駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第109号	令和5年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第110号	令和5年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第111号	令和5年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第112号	令和5年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第113号	令和5年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第114号	令和5年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予 算	別冊
議案第115号	八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	7
議案第116号	八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正す る条例の制定について	33
議案第117号	八戸市市民保養所条例を廃止する条例の制定につい て	35
議案第118号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	37

議案第119号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第120号	八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第121号	八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第122号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第123号	八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第124号	八戸北インター第2工業団地造成工事請負の一部変更契約の締結について	55
議案第125号	八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結について	57
議案第126号	指定ごみ袋の買入れについて	59
議案第127号	指定管理者の指定について	61
	(グリーンプラザなんごう、南郷そば振興センター及びジャズの館南郷)	
議案第128号	指定管理者の指定について	63
	(島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所)	
議案第129号	指定管理者の指定について	65
	(高館地区市民センター)	
議案第130号	指定管理者の指定について	67
	(史跡根城の広場)	
議案第131号	指定管理者の指定について	69
	(八戸地域職業訓練センター青山荘及び職業訓練施設)	
議案第132号	指定管理者の指定について	71
	(水産科学館)	
議案第133号	指定管理者の指定について	73
	(更上閣)	

議案第134号	指定管理者の指定について ----- (公会堂、八戸市公民館及び南郷文化ホール)	75
議案第135号	指定管理者の指定について ----- (文化教養センター南部会館)	77
議案第136号	指定管理者の指定について ----- (長根公園及び有料公園施設ほか10施設)	79
議案第137号	指定管理者の指定について ----- (弓道場)	81
議案第138号	指定管理者の指定について ----- (多賀多目的運動場)	83
議案第139号	指定管理者の指定について ----- (南郷体育館ほか9施設)	85
議案第140号	指定管理者の指定について ----- (市民の森不習岳)	87
議案第141号	指定管理者の指定について ----- (大久喜生活センター)	89
議案第142号	指定管理者の指定について ----- (白浜生活センター)	91
議案第143号	指定管理者の指定について ----- (南郷泉清水集会所)	93
議案第144号	指定管理者の指定について ----- (南郷第四区区民会館)	95
議案第145号	指定管理者の指定について ----- (南郷農村婦人の家)	97
議案第146号	指定管理者の指定について ----- (鳩田農業研修センター)	99
議案第147号	指定管理者の指定について ----- (南郷第八区研修センター)	101
議案第148号	指定管理者の指定について ----- (水産会館)	103

議案第149号	指定管理者の指定について ----- (総合福社会館)	105
議案第150号	指定管理者の指定について ----- (なんごうグリーントウン集会施設)	107
議案第151号	指定管理者の指定について ----- (旭ヶ丘会館)	109
議案第152号	指定管理者の指定について ----- (根城コミュニティセンター)	111
議案第153号	指定管理者の指定について ----- (中居林コミュニティセンター)	113
議案第154号	指定管理者の指定について ----- (南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター 南郷)	115
議案第155号	指定管理者の指定について ----- (老人いこいの家臥牛荘ほか5施設)	117
議案第156号	指定管理者の指定について ----- (身体障害者更生館)	119
議案第157号	指定管理者の指定について ----- (中央児童会館ほか14施設)	121
議案第158号	指定管理者の指定について ----- (休日夜間急病診療所)	123
議案第159号	指定管理者の指定について ----- (新井田川水防センター及び馬淵川水防センター)	125
議案第160号	指定管理者の指定について ----- (中央駐車場)	127
議案第161号	指定管理者の指定について ----- (こどもの国及び八戸植物公園)	129
議案第162号	市道路線の認定について -----	131

議案第115号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例(昭和26年八戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改める。

第19条の4第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第19条の7第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000

12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400

	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
定	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
年	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
前	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
再	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
任	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
用	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
短	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
時	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
間	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
勤	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
務	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
職	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
員	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
以	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
外	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
の	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
職	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
員	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		

76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,500		
95		296,200	344,100	382,900		
96		296,600	344,500	383,300		
97		296,800	344,700	383,600		
98		297,100	345,100	384,100		
99		297,500	345,500	384,500		
100		297,900	345,800	384,900		
101		298,100	346,100	385,200		
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			

108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第22条から第24条までの規定により給与を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700

2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200

66	471,300	523,000
67	471,900	523,700
68	472,500	524,600
69	472,800	525,500
70	473,400	526,300
71	474,100	527,200
72	474,800	528,100
73	475,200	528,900
74	475,800	529,800
75	476,500	530,700
76	477,200	531,400
77	477,600	532,200
78	478,200	533,100
79	478,800	534,000
80	479,300	534,900
81	479,900	535,700
82	480,400	536,600
83	480,900	537,500
84	481,400	538,400
85	481,800	539,200
86	482,400	540,100
87	482,800	541,000
88	483,300	541,900
89	483,800	542,700
90	484,400	
91	485,000	
92	485,400	
93	485,900	
94	486,500	
95	487,100	
96	487,600	

	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療業務その他市長が指定する業務に従事する医師
又は歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800

	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
定	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
年	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
前	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
再	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500

任用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			

84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	388,900
87		290,900	326,700	347,600	389,300
88		291,100	327,000	347,900	389,700
89		291,500	327,400	348,300	390,100
90		291,700	327,800	348,600	390,600
91		291,900	328,200	349,000	391,000
92		292,100	328,600	349,300	391,400
93		292,500	328,900	349,700	391,800
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		
112			334,400		
113			334,600		

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200

備考 この表は、診療所等に勤務し、栄養管理、医療技術業務その他市長が指定する業務に従事する獣医師、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200

21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000

	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
定	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
年	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
前	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
再	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
任	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
用	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
短	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
時	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
間	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	

勤	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
務	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
職	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
員	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
以	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
外	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
の	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
職	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
員	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
	113	294,800	325,500	358,200	377,000	
	114	295,000	325,900	358,700		
	115	295,300	326,300	359,200		
	116	295,500	326,600	359,600		

117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	

149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、診療所、学校等に勤務し、保健指導、看護その他市長が指定する業務に従事する保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

教育行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800

28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000
35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	
46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	
48	252,700	288,200	386,600	
49	253,800	290,300	387,900	
50	255,100	292,000	389,400	
51	256,400	293,800	390,800	
52	257,400	295,500	392,100	
53	258,500	296,800	393,300	
54	259,900	298,800	394,600	
55	260,900	300,700	395,700	
56	261,900	302,700	396,800	
57	262,900	304,700	398,000	
58	263,900	306,800	399,200	
59	264,900	309,000	400,400	

	60	265,900	311,200	401,600
	61	266,800	313,300	402,700
	62	267,500	315,600	403,700
	63	268,200	317,800	405,000
	64	268,800	319,900	406,200
	65	269,500	322,000	407,400
定	66	270,700	323,500	408,500
年	67	271,800	325,000	409,600
前	68	272,900	326,500	410,700
再	69	274,200	328,200	411,700
任	70	275,600	330,200	412,900
用	71	276,800	332,200	414,100
短	72	278,000	334,100	415,300
時	73	278,800	335,900	415,900
間	74	279,700	337,900	416,700
勤	75	280,700	339,800	417,400
務	76	281,700	341,700	417,900
職	77	282,600	343,400	418,200
員	78	283,600	345,200	418,600
以	79	284,700	346,900	419,000
外	80	285,500	348,600	419,400
の	81	286,300	350,400	419,700
職	82	287,100	352,100	420,100
員	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800
	85	289,600	356,300	421,100
	86	290,400	357,900	421,500
	87	291,100	359,400	421,900
	88	291,900	360,900	422,200
	89	292,800	362,200	422,500
	90	293,700	363,500	422,800
	91	294,600	364,800	423,100

92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	
101	301,400	375,900	
102	301,800	376,900	
103	302,200	377,800	
104	302,600	378,700	
105	302,800	379,500	
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,200	
109	303,800	383,000	
110	304,000	384,000	
111	304,300	384,900	
112	304,600	385,800	
113	304,800	386,400	
114	305,000	387,300	
115	305,200	388,200	
116	305,500	389,100	
117	305,800	389,900	
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	

	124	307,500	395,000		
	125	307,800	395,600		
	126		396,300		
	127		396,800		
	128		397,400		
	129		398,100		
	130		398,700		
	131		399,200		
	132		399,700		
	133		400,000		
	134		400,300		
	135		400,600		
	136		400,900		
	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 325,500	円 406,600

備考 この表は、教育委員会事務局又は教育委員会の所管する教育機関に勤務する職員で教育公務員から引き続いて採用されたものに適用する。

第2条 八戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第19条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

(八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和56年八戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第4条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例(昭和24年八戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第6条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成19年八戸市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の185」を「、6月に支給する場合においては100分の185、12月に支給する場合においては100分の190」に改める。

第8条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の190」を「100分の187.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八戸市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の特別職給料条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与等の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八戸市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第5条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例又は第7条の規定による改正前の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第116号

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

心身に著しい負担を与える家畜の感染症防疫業務に従事した職員に支給する感染症業務手当の支給額を引き上げるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和33年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「業務を」を「ものを」に改め、同項第4号中「又は」を「、又は」に改め、「地域」の次に「として市長が定める地域」を加え、同条第3項第2号中「290円」の次に「（同項第5号に規定する業務のうち、心身に著しい負担を与えると認められるものであって、市長が定めるものに従事した職員にあっては、580円）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第117号

八戸市市民保養所条例を廃止する条例の制定について
八戸市市民保養所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市民保養所洗心荘を廃止するためのものである。

八戸市市民保養所条例を廃止する条例

八戸市市民保養所条例（昭和61年八戸市条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第118号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特別利用保育の基準等に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に
掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小
学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚
園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を
提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「総数」と、「」の次に
「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号
に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第119号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

旅館業を譲渡する場合における地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料の額を定めるためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6の表2の項中「又は」を「、」に改め、「第3条の3第1項」の次に「又は第3条の4第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第120号

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における旅館・ホテル営業等の施設の設置場所に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八戸市旅館業法施行条例（平成28年八戸市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第7条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第121号

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

乳児に係る一部負担金の免除について所要の改正をするためのものである。

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険条例（昭和34年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する療養の給付を受ける被保険者のうち出生の日から1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者は、同項の規定にかかわらず、八戸市子ども医療費給付条例（平成5年八戸市条例第30号）第4条第2項に定める子ども医療費の額を除き、当該療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

議案第122号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するとともに、その届出について規定の整備をするためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、

当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第25条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第25条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第123号

八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

道路法施行令の一部改正に準じ、占用料の額を改定するためのものである。

八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

八戸市道路占用料徴収条例（昭和31年八戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		870円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円

	ル未満のもの				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円	
	外径が1メートル以上のもの			610円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		1,000円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			900円	
	地下に設ける通路			540円	
	その他のもの			1,000円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		18円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		180円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	
	標識	1本につき1年		810円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		18円
		その他のもの	1本につき1月		180円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		18円
		その他のもの	その面積1平方メートル		180円

	施設であるものを除く。)		ルにつき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
		その他のもの		900円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第7条第3号に掲げる施設			ルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間が令和6年度以降にわたる場合の同日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の八戸市道路占用料徴収条例の規定を適用

する。

議案第124号

八戸北インター第2工業団地造成工事請負の一部変更契約の締結について

八戸北インター第2工業団地造成工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸北インター第2工業団地造成工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「3,358,905,000円」を「3,804,218,000円」に変更する。

議案第125号

八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結について

八戸北インター第2工業団地調整池工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸北インター第2工業団地調整池工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「461,998,900円」を「514,712,000円」に変更する。

議案第126号

指定ごみ袋の買入れについて
別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品名	数量
家庭系可燃物用45リットル	6,916,000枚
家庭系可燃物用30リットル	3,328,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,296,000枚
家庭系不燃物用45リットル	312,000枚
家庭系不燃物用30リットル	160,000枚
家庭系不燃物用20リットル	144,000枚
計	12,156,000枚

2 買入金額 87,637,308円

議案第127号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、グリーンプラザなんごう、南郷そば振興センター及びジャズの館南郷の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) グリーンプラザなんごう
- (2) 八戸市南郷そば振興センター
- (3) ジャズの館南郷

2 指定管理者

八戸市南郷大字市野沢字中市野沢44番地33

なんごうプラザ株式会社

代表取締役 曾 我 安 博

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第128号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市島守田園空間博物館施設

(2) 八戸市南郷農産物直売所

2 指定管理者

八戸市南郷大字島守字古坊61番地 1

島守田園空間博物館運営協議会

会長 高 橋 夏 男

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第129号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、高館地区市民センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市高館地区市民センター

2 指定管理者

八戸市大字河原木字小田上26番地20

高館地区連合町内会

会長 守 田 日出夫

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第130号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、史跡根城の広場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市史跡根城の広場

2 指定管理者

八戸市一番町一丁目9番地22

一般財団法人V I S I Tはちのへ

理事長 塚 原 隆 市

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第131号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八戸地域職業訓練センター青山荘及び職業訓練施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸地域職業訓練センター青山荘

(2) 八戸市職業訓練施設

2 指定管理者

八戸市類家二丁目7番30号

職業訓練法人八戸職業能力開発協会

会長 佐々木 茂 喜

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、水産科学館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市水産科学館

2 指定管理者

八戸市大字是川字二ツ屋 6 番地38

企業組合かぶあがり

代表理事 吉 井 仁 美

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、更上閣の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市更上閣

2 指定管理者

八戸市城下四丁目19番15号

三八五交通株式会社

代表取締役 小笠原 修

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公会堂、八戸市公民館及び南郷文化ホールの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市公会堂

(2) 八戸市公民館

(3) 八戸市南郷文化ホール

2 指定管理者

八戸市小中野二丁目10番16号

株式会社アート&コミュニティ

代表取締役 類 家 敦

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文化教養センター南部会館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市文化教養センター南部会館

2 指定管理者

八戸市城下一丁目3番12号

株式会社デーリー東北新聞社

代表取締役社長 広瀬 知 明

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、長根公園及び有料公園施設ほか10施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 長根公園及び有料公園施設
- (2) 八戸市体育館
- (3) 八戸市スポーツ研修センター
- (4) 八戸市武道館
- (5) 新井田公園及び有料公園施設
- (6) 八戸市新井田インドアリンク
- (7) 東運動公園及び有料公園施設
- (8) 八戸市東体育館
- (9) 八戸市屋内トレーニングセンター
- (10) 南部山健康運動公園
- (11) 八戸市南部山健康運動センター

2 指定管理者

八戸市大字湊町字大沢28番地133

エスプロモ株式会社

代表取締役 坂 頂 昭 治

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、弓道場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市弓道場

2 指定管理者

八戸市大字糠塚字下屋敷 9 番地 1

八戸弓道協会

会長 川 口 文 人

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第138号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、多賀多目的運動場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市多賀多目的運動場

2 指定管理者

八戸スポーツ・地域振興グループ

代表者

八戸市南郷大字市野沢字市野沢35番地

株式会社ヴァンラーレ八戸

代表取締役 細 越 健太郎

構成員

八戸市石堂二丁目21番2号

特定非営利活動法人八戸市サッカー協会

会長 嶋 脇 洋 三

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷体育館ほか9施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 八戸市南郷体育館
- (2) 八戸市南郷野球場
- (3) 八戸市南郷屋内運動場
- (4) 八戸市南郷屋内温水プール
- (5) 八戸市南郷陸上競技場
- (6) 八戸市南郷テニスコート
- (7) 八戸市南郷バンガロー
- (8) 八戸市南郷エコステージ
- (9) 八戸市南郷相撲場
- (10) 八戸市南郷茶室

2 指定管理者

八戸市大字湊町字大沢28番地133

エスプロモ株式会社

代表取締役 坂 頂 昭 治

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第140号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、市民の森不習岳の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

市民の森不習岳

2 指定管理者

ユニバーサルパーク・ネットワーク

代表者

八戸市根城四丁目21番14号

一般社団法人ユニバーサルネット

代表理事 山 下 博

構成員

八戸市西白山台六丁目9番21号

特定非営利活動法人八戸地域障害者職親会

理事長 北 口 恵美子

構成員

八戸市西白山台六丁目9番21号

株式会社根城グリーン建設

代表取締役 山 下 英 夫

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、大久喜生活センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市大久喜生活センター

2 指定管理者

八戸市大字鮫町字大作平44番地23

大久喜町内会

会長 高橋 信行

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、白浜生活センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市白浜生活センター

2 指定管理者

八戸市大字鮫町字石株 1 番地 2

白浜町内会

会長 磯 嶋 榮 助

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷泉清水集会所の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市南郷泉清水集会所

2 指定管理者

八戸市南郷大字泉清水字上田31番地 7

泉清水自治会

会長 山 内 幸 八

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷第四区区民会館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市南郷第四区区民会館

2 指定管理者

八戸市南郷大字島守字小山田42番地 1

第四区自治会

会長 堰 端 治

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷農村婦人の家の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市南郷農村婦人の家

2 指定管理者

八戸市南郷大字島守字番屋16番地1

南郷農村婦人の家管理運営委員会

委員長 檜 山 ソ ヨ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、鳩田農業研修センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市鳩田農業研修センター

2 指定管理者

八戸市南郷大字大森字下平中16番地

鳩田農業研修センター管理運営委員会

委員長 中 村 喜 夫

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第147号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷第八区研修センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市南郷第八区研修センター

2 指定管理者

八戸市南郷大字島守字外ノ沢2番地

第八区研修センター管理運営委員会

委員長 高橋 鉄造

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、水産会館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市水産会館

2 指定管理者

八戸市類家四丁目3番1号

一般社団法人八戸市オールオール厚生会

会長 古 舘 光 治

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第149号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、総合福祉会館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市総合福祉会館

2 指定管理者

八戸市根城八丁目 8 番155号

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会

会長 田 口 豊 實

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、なんごうグリーントウン集会施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市なんごうグリーントウン集会施設

2 指定管理者

八戸市南郷大字市野沢字山陣屋36番地49

グリーントウン自治会

会長 佐々木 明 男

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、旭ヶ丘会館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市旭ヶ丘会館

2 指定管理者

八戸市大字新井田字小久保尻1番地182

旭ヶ丘町内連合会

会長 五 戸 保 夫

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第152号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、根城コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市根城コミュニティセンター

2 指定管理者

八戸市売市四丁目7番6号

根城コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 野 沢 浩 司

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第153号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、中居林コミュニティセンターの管理を行う
指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市中居林コミュニティセンター

2 指定管理者

八戸市大字中居林字綿ノ端13番地13

中居林地区連合町内会

会長 中 村 進 一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第154号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター南郷の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 八戸市立南郷デイサービスセンター
- (2) 八戸市立老人福祉センター南郷

2 指定管理者

八戸市根城八丁目 8 番155号

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会

会長 田 口 豊 實

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第155号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、老人いこいの家臥牛荘ほか5施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 八戸市老人いこいの家臥牛荘
- (2) 八戸市老人いこいの家青山荘
- (3) 八戸市老人いこいの家諏訪荘
- (4) 八戸市老人いこいの家うみねこ荘
- (5) 八戸市老人いこいの家海浜荘
- (6) 八戸市立老人福祉センター馬淵荘

2 指定管理者

八戸市大字河原木字八太郎山10番地81

東北医療福祉事業協同組合

理事長 田 中 信 幸

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第156号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、身体障害者更生館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市身体障害者更生館

2 指定管理者

八戸市大字松館字田ノ平19番地1

社会福祉法人やすらぎ会

理事長 齋藤 鈴子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第157号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、中央児童会館ほか14施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 八戸市中央児童会館
- (2) 八戸市豊崎児童館
- (3) 八戸市三条児童館
- (4) 八戸市是川児童館
- (5) 八戸市南浜児童館
- (6) 八戸市高岩児童館
- (7) 八戸市松館児童館
- (8) 八戸市湊児童館
- (9) 八戸市小中野児童館
- (10) 八戸市吹上児童館
- (11) 八戸市白銀児童館
- (12) 八戸市大館児童館
- (13) 八戸市鮫児童館
- (14) 八戸市八戸ニュータウン児童館
- (15) 八戸市江陽児童館

2 指定管理者

八戸市根城八丁目 8 番155号

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会

会長 田 口 豊 實

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第158号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、休日夜間急病診療所の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市休日夜間急病診療所

2 指定管理者

八戸市田向三丁目6番20号

一般社団法人八戸市医師会

会長 熊谷俊一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第159号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、新井田川水防センター及び馬淵川水防センターの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市新井田川水防センター

(2) 八戸市馬淵川水防センター

2 指定管理者

八戸市内丸一丁目1番1号

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者 熊谷 雄一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第160号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、中央駐車場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市中央駐車場

2 指定管理者

八戸市城下四丁目19番15号

三八五交通株式会社

代表取締役 小笠原 修

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第161号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、こどもの国及び八戸植物公園の管理を行う
指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) こどもの国

(2) 八戸植物公園

2 指定管理者

八戸市大字長苗代字上中坪35番地 1

三八五流通株式会社

代表取締役 泉 山 元

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第162号

市道路線の認定について
別紙のとおり市道路線の認定をする。

令和5年12月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

道路法第8条第2項の規定により、長苗代地区における道路整備に伴う市道路線の認定
をするためのものである。

路線の認定

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
化石尻内河原線	八戸市大字長苗代字化石47番1地先 市道化石沢ノ田線分岐	
	八戸市大字尻内町字尻内河原68番5地先 市道尻内河原線	

議案第162号付図



認定路線(長苗代地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1730	化石尻内河原線	5.9~7.4	206.0

凡 例	
認定路線	
道路	